

## 【第1回協議会の意見に関する報告】

### 1 多くの障害者団体の意見を聞く機会を設けること。

(担当課：障害者福祉推進課(主な例))

障害者団体の意見を聞く機会については、県庁内の会議等に障害者団体の関係者の方に参画していただくなどして、その機会の確保に努めている。

主な例としては、次のとおり。

- (1) 障害者施策推進協議会
- (2) 各障害者団体との話し合い

今後も様々な機会を通じて各団体の意見をしっかり把握し、県の各施策に反映させていきたい。

### 2 防災無線(災害等の初動情報)については、音声だけの情報だけでなく、聴覚障害者向けの対応(フラッシュ点滅など)とすること。

(担当課：消防防災課)

#### 【現状について】

防災行政無線放送については、災害時における地域住民への情報伝達手段として、各市町村で実施している。

聴覚障害者や放送が聞こえづらい地域に対しては、「戸別受信機」の貸出しをしている市町村もある。

戸別受信機は、防災行政無線放送を受信すると点灯や点滅をするため、防災無線が流れていることが分かる。

現在市町村ごとに整備されている防災行政無線放送は、音声情報しか受発信できないアナログ方式が主である。

デジタル方式であれば、文字情報を受発信することが可能であるが、関東総合通信局の調査によると、平成25年3月末現在、県内では12市町のみがデジタル方式を整備している。

#### 【現在の視覚による災害情報把握手段】

##### ① 防災情報メール

県による災害情報メールによる災害情報の発信。あらかじめ配信を希望する情報(気象警報注意報、地震情報、避難情報等)を選択しておけば、メールが受信できる端末(パソコンや携帯電話)で情報が確認できる。

② ツイッターアラート

県によるツイッターを活用した災害情報の発信。県内で震度の大きい地震や避難が必要な緊急事態が発生した場合、スマートフォンを利用している方へ、緊急情報を画面上のポップアップでお知らせする。(事前登録が必要)

③ その他

・ テレビ埼玉のデータ放送

災害時に避難情報や避難所情報等を流す。

・ デジタルサイネージ付き自動販売機

デジタルサイネージとは、ネットワークに接続したディスプレイにより、情報を発信するシステム。屋外にいる際に視覚情報として災害情報を伝えることができる。

3 電光掲示板については、道路にも設置し、道路情報を提供すること。

(担当課：道路環境課)

県では現在、異常気象時に通行制限や崖崩れ等の災害情報をドライバーに提供する目的で、秩父地域など山間部の県管理道路を中心に24基の道路情報提供装置を設置している。

県警とも装置の相互運用をしており、県警による渋滞情報や交通規制情報も提供している。

今後も、的確な情報提供に努めていく。